

## まちづくりの柱2 子どもが輝くまち

### 1. 2020 プランの「めざすまちの姿」

中間検証を行うにあたり、2020 プランの「施策の大綱」に掲げた、10 年後（平成 32 年）の本市の姿（目標像）を再確認します。

#### まちづくりの柱2

- 都市機能を備えつつ、豊かな自然も身近に感じられる日野市では、子育てする若い世代が増加しています。世代を越えたネットワークの輪が広がり、子育てしやすいまちになっています。
- 子育てを家族、地域、事業者、行政などが応援し、子育てをするなら日野市というイメージが定着しています。
- 子どもたちは、将来の夢に向かって、いきいきと学習やスポーツに取組み、健やかに育っています。
- 豊かな自然とさまざまな人に支えられ、日野市で育った子どもたちは、日野市に愛着を持ち、住み続けたい機運を高めています。

## 2. 社会情勢の変化や市の取り組み

「めざすまちの姿」の実現を目指すにあたり、2020 プランの策定以降の社会潮流の変化や、本市のこれまでの取り組み経緯から見た問題点や課題を整理します。

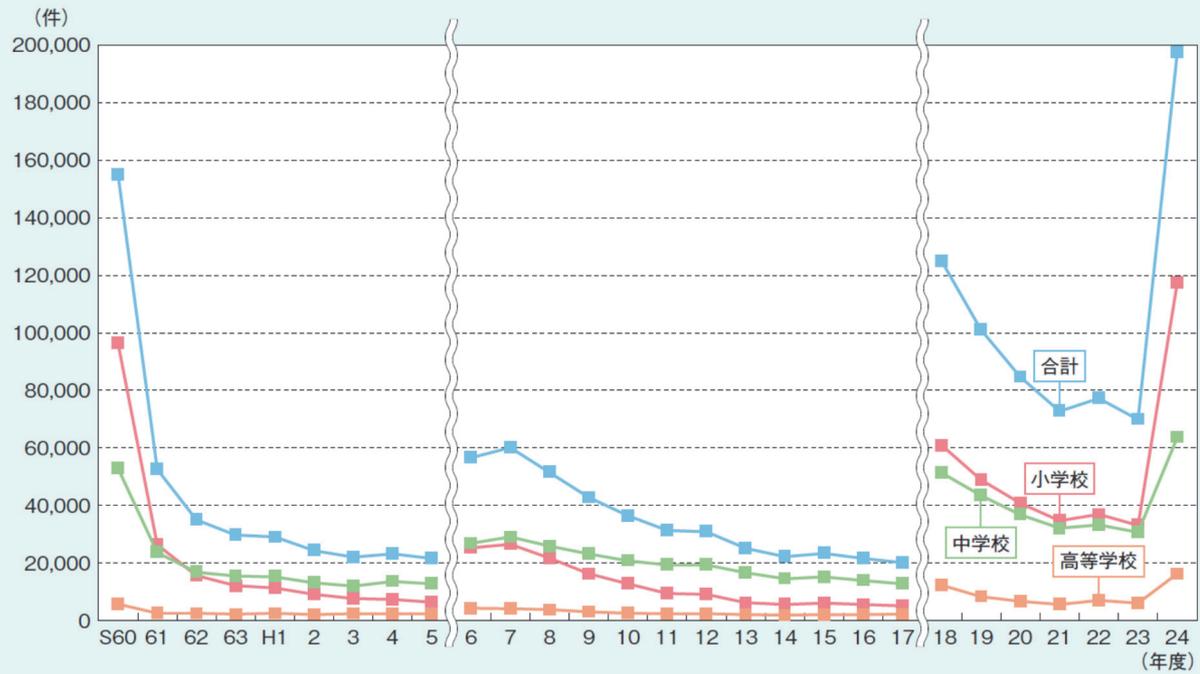
### (1) 子育てに関する制度の見直し

- ・我が国では、核家族化や高齢化地域での人間関係の希薄化などにより家庭や地域での子育て力の低下が指摘されています。また、都市部を中心とした待機児童の存在や、親の働く状況の違いにかかわらず質の高い幼児期の学校教育・保育を受けられることも望まれています。このような中、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、子ども・子育て支援新制度の開始が平成 27 年度に予定されており、幼稚園と保育所の良さをあわせ持つ「認定こども園」の普及、放課後の子どもの居場所である学童クラブの対象児童の拡大、子育ての相談や一時預かりの場を増やす等による地域の子育て支援の充実、市町村による待機児童解消および国による支援、少人数の子どもを預かる保育などへの財政支援などが予定されています。
- ・本市では、これまで保育所整備を進めてきたものの、保育所申込需要に定員拡大が追いつかず、待機児童が減少していないのが現状です。また、親子で付き合える地域の友人がいない人も依然多く見られます。

### (2) 学校問題の複雑化と教育政策

- ・学校を取り巻く問題は、ゆとり教育による学力低下、学力格差の拡大、インターネットの普及に伴ういじめの深刻化や不登校の問題、体罰問題など、深刻かつ複雑になっています。これらの課題を背景に、「新学習指導要領・生きる力」による学校教育が実施されています。同要領では、これからの教育において基礎的・基本的な知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力の育成との両方が必要であるとし、これまでのゆとり教育を転換し、教育内容の充実や授業数の増加などの取り組みが行われています。
- ・また、深刻化するいじめへの対応として、「いじめ防止対策推進法」が平成 25 年 9 月に施行され、国及び学校に対し「いじめ防止基本方針」の策定が義務付けられています。（地方公共団体は努力義務）
- ・地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長と教育委員会の連携の強化などの見直しが「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により平成 27 年 4 月から進められます。
- ・本市でも不登校及び不登校傾向にある児童・生徒の実態把握や支援を行っていますが、不登校児童・生徒の新たな居場所づくりが課題となっています。また新たな地方教育行政制度の開始については、これまでも市長と教育委員会の連携は行っていますが、総合教育会議の設置などの対応が求められています。

いじめの認知件数の推移



	60年度	61年度	62年度	63年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
小学校	96,457	26,306	15,727	12,122	11,350	9,035	7,718	7,300	6,390
中学校	52,891	23,690	16,796	15,452	15,215	13,121	11,922	13,632	12,817
高等学校	5,718	2,614	2,544	2,212	2,523	2,152	2,422	2,326	2,391
計	155,066	52,610	35,067	29,786	29,088	24,308	22,062	23,258	21,598

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
小学校	25,295	26,614	21,733	16,294	12,858	9,462	9,114	6,206	5,659	6,051	5,551	5,087
中学校	26,828	29,069	25,862	23,234	20,801	19,383	19,371	16,635	14,562	15,159	13,915	12,794
高等学校	4,253	4,184	3,771	3,103	2,576	2,391	2,327	2,119	1,906	2,070	2,121	2,191
特殊教育諸学校	225	229	178	159	161	123	106	77	78	71	84	71
計	56,601	60,096	51,544	42,790	36,396	31,359	30,918	25,037	22,205	23,351	21,671	20,143

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
小学校	60,897	48,896	40,807	34,766	36,909	33,124	117,384
中学校	51,310	43,505	36,795	32,111	33,323	30,749	63,634
高等学校	12,307	8,355	6,737	5,642	7,018	6,020	16,274
特別支援学校 (特殊教育諸学校)	384	341	309	259	380	338	817
計	124,898	101,097	84,648	72,778	77,630	70,231	198,109

(注) 1. 平成5年度までは公立小・中・高等学校を調査。平成6年度からは特殊教育諸学校，平成18年度からは国私立学校，中等教育学校を含める。

(注) 2. 平成6年度及び平成18年度に調査方法等を改めている。

(注) 3. 平成17年度までは発生件数，平成18年度からは認知件数。

出典：平成25年度文部科学白書

### 3. 庁内中間検証で抽出した課題

市民協働チームによる中間検証に先立ち、庁内で 2020 プランの基本施策ごとに課題を抽出します。

【課題と解決策の評価の見方】 ★★★：2020 プランの「施策の展開」への加筆が必要なレベル  
★★：既存の取り組み内容の充実・見直しが必要なレベル  
★：事務事業や日々の取り組みの見直しで対応可能なレベル

基本施策	社会情勢の変化や市の取り組み	課題と解決策	課題と解決策の評価
201 親が育ち子どもも育つまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 24 年 8 月、保護者が子育ての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、子ども・子育て関連 3 法が成立した。平成 27 年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」が施行予定である。幼児期の教育・保育・子育て支援について共通の仕組みの下、市町村は、5 年計画で子育て基盤を整備することが義務化された。これをうけ、平成 27 年から 31 年までの 5 年計画を作成中である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆保育サービスの充実               <ul style="list-style-type: none"> <li>・「子ども・子育て支援事業計画」（5 年計画）に基づき、保育所及び少人数の子どもを預かる小規模保育事業等の整備を行う。</li> </ul> </li> <li>◆学童クラブの対象児童拡大への対応               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ひのっち、児童館を含め全体で放課後の子どもの居場所を支える。</li> <li>・学童クラブの適正利用を促し、必要とする児童の受け入れに努めていく。</li> </ul> </li> <li>◆子育て情報のアクセシビリティ向上（孤立化の防止、親子の交流の促進）               <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報収集等に消極的で孤立しがちな保護者の交流の機会が増えるよう、必要な情報を入手しやすい環境を整備する。</li> </ul> </li> </ul>	★★
202 人のつながりを活かした育てあいまちづくり		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆地域で子どもの安全・安心を見守り、地域で子育てを支えるという意識の醸成               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ひのっち、児童館、育成会の活動などは、子どもを中心とした多世代の結節点である。特にひのちは地域のボランティアが子どもの居場所を支えており、より多くの地域の方が参加しやすい仕組みを検討、試行することで、地域の子どもは地域で育てる意識を浸透させる。</li> <li>・あいさつ運動により多くの地域の方の参加を呼び掛ける。</li> </ul> </li> </ul>	★★
203 次世代のひのっ子を育てるまちづくり		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆人とのかかわりの中で学び、育つ               <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼少期からの地域の大人と顔の見える関係づくりが青年期の健全な成長につながる。ひのっち、児童館、育成会等の青少年健全育成活動を活性化し、地域の結びつきを広げていく。</li> </ul> </li> </ul>	★★
204 発達に遅れや偏りのある子どもの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 24 年 4 月の「児童福祉法」等の改正により、障害児支援が強化された。障害児通所支援の実施主体が市町村へ移行された。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆発達に支援を要する子ども及びその保護者に対する支援体制の充足と確立               <ul style="list-style-type: none"> <li>・切れ目のない支援を実現させるためのツールとして、「かしのきシート」と連携した（仮称）発達支援システムを導入する。</li> <li>・増加する相談者への対応として、効果的な専門職の配置等による、待ち期間の少ない相談体制を構築する。</li> </ul> </li> <li>◆関係機関とのさらなる連携と事業の継続実施</li> </ul>	★★

【課題と解決策の評価の見方】 ★★★：2020 プランの「施策の展開」への加筆が必要なレベル  
 ★★：既存の取り組み内容の充実・見直しが必要なレベル  
 ★：事務事業や日々の取り組みの見直しで対応可能なレベル

基本施策	社会情勢の変化や市の取り組み	課題と解決策	課題と解決策の評価
205 安全で安心な教育環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 25 年度に国の補助事業として長寿命化改廃事業が創設され、老朽化した校舎や屋内運動場について改築だけではなく、長寿命化改廃事業という選択肢が示されたため、今後の中長期的な計画を検討する必要がある。</li> <li>スクールガードボランティアの登録者の数に地域差が生じている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆校舎等の改築及び長寿命化改廃事業の計画的な整備</li> <li>◆改築の基準・指標を見直し、長寿命化改廃事業を含めた中長期計画を作成し、計画的に整備を進める。</li> <li>◆危機管理体制の更なる強化</li> <li>◆スクールガードボランティアの登録者の少ない地域への積極的な働きかけを行っていく。</li> </ul>	★★
206 一人ひとりを大切にする教育支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在以上の課題が予想され、それに対応するため教職員の質の向上と人材育成が求められている。</li> <li>一人ひとりを大切にする教育支援策実現に向け、調査・研究・研修・相談体制の更なる連携が必要である。</li> <li>平成 28 年度より、東京都ではこれまでの情緒障害等通級指導学級に変えて、「特別支援教室」を順次導入する予定である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆スクールカウンセラーの体制充実</li> <li>◆スクールカウンセラーは週 1、2 日程度の配置であり、要望にすべて答えられる体制になっていないことから、体制の充実を図る。</li> <li>◆子供のことを一緒に考える</li> <li>◆教育センターと在籍校との連携・支援の更なる充実向上策が必要である。</li> <li>◆児童・生徒の学校復帰や社会的自立のための能力の育成支援・適応指導を目的とした児童・生徒の心と身体のエネルギーを少しずつ高めていく方策が必要である。</li> <li>◆特別支援教育の充実</li> <li>◆東京都の特別支援教室の内容を把握検討し、情緒障害等通級指導学級からの制度の円滑な移行を図る。</li> <li>◆ニーズに応じた特別支援学級の開設を行う。</li> </ul>	★
207 地域に根ざした特色ある学校づくり・時代とともに歩む教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育委員会ではさらなる子育て支援に向け、第三幼稚園と第四幼稚園の統合を計画している。第三幼稚園跡地に認定こども園や保育園等の子育て支援施設を設置し待機児解消を図り、併せて市立及び私立幼稚園の定員割れの状況を改善していく。</li> <li>子ども・子育て支援新制度が平成 27 年度から施行される予定である。こども園構想も認定こども園となるなど、子育て施策全般に影響がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆次代をつくる特色ある学校づくり</li> <li>◆それぞれの学校が、地域とともに個性と創造性のある優れた教育力により、子供たちにとって楽しく誇りに思える特色ある学校づくりに励む。</li> <li>◆子供たちが主体となる授業デザイン、校内研修の充実、全ての教室で特別支援教育の視点に立った教育の質を向上させる。</li> </ul>	★

【課題と解決策の評価の見方】 ★★★：2020 プランの「施策の展開」への加筆が必要なレベル  
 ★★：既存の取り組み内容の充実・見直しが必要なレベル  
 ★：事務事業や日々の取り組みの見直しで対応可能なレベル

基本施策	社会情勢の変化や市の取り組み	課題と解決策	課題と解決策の評価
208 生きる力を育み、楽しく意欲的に学べる学習環境の創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、積極的に運動やスポーツに親しむ態度を養い、心身の調和のとれた発達と体力づくりが奨励される。</li> <li>・平成25年「いじめ防止対策推進法」が施行され、市及び学校で組織体制、具体的対策、重大事態対応等について、方針を定めることとなった。</li> <li>◆幼保小中高による連携を生かした教育の推進</li> <li>・小・中学校と高等学校や特別支援学校、大学との連携を通して、校種を超えた教員の交流や接続を意識した強化等の連携を推進する。</li> </ul>	<p>(下記は現在すでに取り組んでおり、更なる発展を目指す)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆外国語活動の指導の充実           <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成23年新学習指導要領にて外国語活動が必修化された。平成25年より担任が授業を実施できる指導力を身に付けるため、外国語アドバイザー活用事業を実施している。</li> </ul> </li> <li>◆オリンピック教育の充実           <ul style="list-style-type: none"> <li>・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向けて、オリンピック教育に取り組む。</li> </ul> </li> <li>◆生きる力           <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災教育の充実(被災地生徒訪問・防災教育研究開発学校)、がん教育などにより、生きる力を育む。</li> </ul> </li> <li>◆豊かな人間性           <ul style="list-style-type: none"> <li>・道徳教育の充実、いじめ防止基本方針の策定、いのちの学校、芸術文化創造性育成事業(連合音楽会、芸術月間)の実施などにより、豊かな人間性を育む。</li> </ul> </li> <li>◆確かな学力の向上           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ユニバーサルデザインの考えに基づいた学習環境づくりを進める。</li> <li>・少人数指導や、土曜・放課後・夏休みなどに補習の機会を提供する。</li> </ul> </li> </ul>	★

## 4. 中間検証で抽出した重要な課題とその対応の方向性

市民協働チームにおいて、2020 プランの「めざすまちの姿」を実現するにあたって重要と考えられる課題を抽出するとともに、その対応の方向性を検討しました。

### (1) 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す

- 本格的に少子化が始まったとされる平成2年の「1.57 ショック<sup>(※)</sup>」以来、国は様々な議論や対策を行ってきました。この経過を踏まえ、平成24年8月に策定されたものが「子ども・子育て支援法<sup>(※)</sup>」です。
- 「子ども・子育て支援法」は、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実等を図るために策定された法です。
- この「子ども・子育て支援法」の目的及び基本理念等に沿って、市、事業主、国民がそれぞれの責務を果たすことが必要です。

### (2) 地域の力を活用した子育て

- 核家族化が進み、地域のつながりが希薄化する中で、子育ての悩みを各家庭で抱え込む傾向があり、子育てをする親にとって大きな負担となっています。また、親も仕事で忙しく、子どもも塾や習い事で忙しいなどにより、親子ともゆとりがなくなっています。
- 親が孤立することなく、地域とつながりを持ちながら子育てすることができるように、親同士が出会い、本音で語ったり、交流できる居場所とともに、必要な情報を入手しやすい環境やインフラを整備していく必要があります。また居場所には子育てについての悩みや思いを共感し合う関係を築く人材も必要です。
- 仕事をしながら子育てをする家庭にとって、ワーク・ライフ・バランス<sup>(※)</sup>は重要なテーマになっています。国としても、10年間（平成17年度～平成26年度）の時限立法であった「次世代育成支援対策推進法」をさらに延長し、「改正次世代育成支援対策推進法（平成27年4月施行予定）」として位置づけを継続しています。市としても、継続して取り組むべき課題として再認識をしなければなりません。
- 「人口バランス・定住化促進戦略」に掲げた「就業環境の魅力向上と安心して働ける地域支援体制の強化」を推進し、待機児童の更なる解消策を導入するとともに、子育てをする家庭が、仕事と子育てを両立しながらも地域活動に参加できるよう、地域の実情に応じた取り組みを進めていく必要があります。
- 市は、子育てを支えるメニューの提供や子育て支援サービスの拡張だけでなく、市民や地域の課題を解決しようとしている特定非営利活動法人（NPO法人）等の団体の力を活かすためのサポートをしていくことも重要です。また、地域の高齢者を始めとした異世代が積極的かつ自主的に関わるのが、有効な子育てを支えるための手段となります。

### **（３）子どもが自ら考えて遊べる場づくり**

- 子どもは、年齢の違う者同士で遊んだり、成功や失敗、感動体験に触れたりすることを通して、社会性や生きる力を身につけ、主体性をもって行動することができると考えられます。しかし、近年はゲーム等の与えられた遊びが増え、親子ともに自ら考えて遊ぶような機会を得にくくなっています。また、核家族化が進行している現代では、子どもに比べ大人が多くなることにより、子どもが以前に比べ管理されすぎているようです。焚き火や泥遊び、木登りなど、自分の責任で親と子どもが一緒になって遊ぶことができ、思いのままに遊びを生み出せる場や機会を提供する必要があります。
- まちづくり指標の一つでもある「子どもたちの自己肯定感」の低さが問題となっています。自己肯定感は小さなころから少しずつ、自分の中で育つものです。子どもが「やりたい」と思った事に思いっきり取り組むことができ、大人がそれを受け入れ、ともに楽しめる環境が必要です。

### **（４）学校と地域のつながり・支え合いの強化**

- いじめはどの地域社会でも、どの学校でも起こり得るということを踏まえ、関係機関が連携を密に図り、地域社会総ぐるみでいじめ問題解決に向けて取り組む必要があります。
- いじめがなぜ発生するするのかという背景について考えることも重要です。いじめが悪いことと知りながら、それでもいじめずにはいられない気持ちになってしまうこと、加害者がいじめをしているという意識を持っていないこと、加害者となる児童自身が問題を抱えていることなども、原因の一つに挙げられます。低学年であれば「悪いという事実」を明確に教え、高学年であれば「なぜ悪いのか」という理由を教える等、年齢に応じていじめ解決のための指導を行う必要があります。
- 多忙教師を支えるとともに、教育の充実を図るため、部活動等を中心に地域で学校を支えあう仕組みをさらに充実させるとともに定着させる必要があります。
- 2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催決定を受け、スポーツをきっかけとした、オリンピック教育の充実のみならず、国際理解やボランティア活動等、様々な活動へと広がる取り組みを推進することが重要です。
- 子どもの貧困は、子ども期だけの問題ではなく、大人になった時の就労や所得に影響し、さらには貧困の連鎖となる可能性が高いことから、その連鎖を食い止める必要があります。
- 生活困窮状態から脱却するための包括的かつ継続的な相談事業を実施し、子どもに対しては学習支援を行うこと等、貧困家庭への総合的な支援は、様々な分野の関係者が「子どもの貧困」についての理解を深め、連携し、社会全体で行うことが重要です。
- がんは、生活習慣病も原因の一つであるという観点から、主体的にがん予防に取り組み、がん患者等に対する理解や思いやりの気持ちを持ち、互いに支え合う社会を形成するために、医師やがん患者の協力の基に、がん教育の積極的な取り組みの仕組みづくりが必要です。
- 命の大切さを伝えるため、命の大切さを伝える活動をしている団体等と連携した教育の更なる推進を図ることが重要です。

注釈（本文の「（※）」印の箇所）

・1.57 ショック

厚生省（当時）がまとめた平成元年（1989年）の人口動態統計で、合計特殊出生率（1人の女性が生涯に産む子供の数）が過去最低の1.57となったことが発表されました。これがいわゆる「1.57 ショック」です。人口統計調査が開始され、合計特殊出生率の算出が始まってからの最低記録は「丙午（ひのえうま）」にあたる昭和41年（1966年）で、出生率は1.58まで下がりましたが、それをさらに下回り、出生率が史上最低になったのがこの年です。

・子ども・子育て支援法

我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、「児童福祉法」（昭和22年法律第164号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする法律。

・ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和の実現については、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、労使を始め国民が積極的に取り組むこと、国や地方公共団体が支援すること等により、社会全体の運動として広げていく必要があるとされています。



## まちづくりの柱3 健やかでともに支えあうまち

### 1. 2020 プランの「めざすまちの姿」

中間検証を行うにあたり、2020 プランの「施策の大綱」に掲げた、10 年後（平成 32 年）の本市の姿（目標像）を再確認します。

#### まちづくりの柱3

- 市民一人ひとりが健康づくりや病気の予防に心がけ、バランスがとれた食生活や適度な運動に気を配っています。
- 市立病院を核として質の高い医療を受けられる医療体制が整い、市民の健康や命が守られています。
- 高齢者や障害のある人などを進んで助ける心が育ち、みんなが幸せに暮らせるバリアフリーのまちになっています。
- 地域の交流や助け合い活動が充実し、介護に携わる人たちもまわりの人に支えられ、いきいきと暮らしています。
- まちのあちこちで高齢者を見かけられる、高齢者が元気なまちになっています。

## 2. 社会情勢の変化や市の取り組み

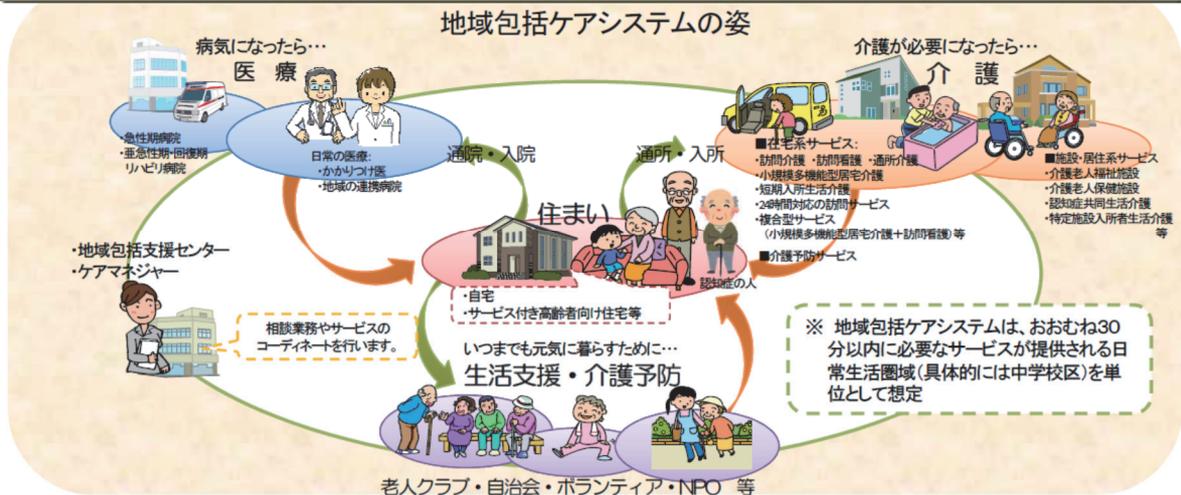
「めざすまちの姿」の実現を目指すにあたり、2020 プランの策定以降の社会潮流の変化や、本市のこれまでの取り組み経緯から見た問題点や課題を整理します。

### (1) 高齢者の在宅での暮らしを支える仕組みの構築

- 本格的な超高齢社会を控え、介護・医療ニーズがますます増大することが見込まれています。介護を必要とする高齢者が自宅で安心して住み続けるためには、介護、医療、見守り支援や住居の保障など様々な支援が切れ目なく提供される必要があります。また、予防を重視したサービスの提供、地域の実情に合わせた地域密着型サービス、各種機関の連携や市町村による柔軟なサービスの提供などが求められています。
- 国では、住み慣れた地域で在宅を基本とした生活が可能となるよう「地域包括ケアシステム」の構築に取り組んでいます。また、平成27年度の介護保険制度改正において、要介護者の内の要支援者の予防給付の訪問介護及び通所介護が市町村の事業に移行される予定です。
- 本市でも、介護サービス事業の移行を受け、地域資源の活用等も考慮し、創意工夫しながらサービスを提供していくことが求められています。

#### 地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差が生じています。**  
地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要です。**



出典：厚生労働省「地域包括ケアシステム」

## (2) 予防に重点を置いた健康づくり

- 高齢化の進展等により今後も医療費の増加が見込まれる中で、国民皆保険を堅持していくためには、必要な医療は確保しつつ、効率化できる部分は効率化を図ることが重要です。健康診査または健（検）診や保健指導、また高齢者の体力づくり支援、若い頃からの健康づくりの習慣など、病気や介護の予防対策の推進が求められています。
- 本市でも、高齢化率が 20%を超えており、健康づくりの重要性が高まっていますが、健康診査または健（検）診の受診が進んでいない項目もみられ、健康づくりへの関心を高める必要があります。
- 平成 26 年度に策定作業をしている「スポーツ推進計画」のアンケート調査においても、市民の半数以上が運動をしていないという結果が出ています。また、その理由として多くの方が運動する時間がないとしています。予防的な観点からこれらの方々が無理せず気軽に楽しく取り組めるような健康づくりをサポートしていく必要があります。

## (3) 生活支援制度の見直し

- 生活困窮者への対策については、生活保護制度において、受給者の就労・自立の促進、不正・不適正受給対策の強化、医療扶助の適正化の観点から見直され、新たな制度が平成 25 年度より施行されています。また生活保護受給に至る前に自立に向けた支援を行う新たな制度として「生活困窮者自立支援法」が制定されました。自立相談支援、住宅費の給付、就労支援等が平成 27 年度から行われる予定です。
- 本市でも、新たな制度における課題の把握や対応策の検討などの対応が求められています。



### 3. 庁内中間検証で抽出した課題

市民協働チームによる中間検証に先立ち、庁内で 2020 プランの基本施策ごとに課題を抽出します。

【課題と解決策の評価の見方】 ★★★：2020 プランの「施策の展開」への加筆が必要なレベル  
★★：既存の取り組み内容の充実・見直しが必要なレベル  
★：事務事業や日々の取り組みの見直しで対応可能なレベル

基本施策	社会情勢の変化や市の取り組み	課題と解決策	課題と解決策の評価
301 ことごとからだの健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>国：「がん対策基本計画」（平成 24 年 6 月）</li> <li>都：「がん対策推進計画」（平成 25 年 3 月）</li> <li>市：「がん対策推進基本条例」（平成 24 年 11 月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆健康づくりの普及啓発</li> <li>健康づくりへの関心が低い層に対して、健康づくりの大切さを認識していただくことが重要である。</li> </ul>	★★
302 地域医療体制の充実		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆症状に応じた医療機関の選択</li> <li>市民が症状に応じて適切に医療機関を選択し、適切な頻度で受診いただけるようにすることが必要である。</li> </ul>	★★
303 市立病院の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 26 年度予算・決算より地方公営企業会計制度が大幅に見直されたため、借入資本金の負債計上、義務化された各種引当金の計上等病院会計への影響が見込まれている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆市立病院の経営基盤の維持</li> <li>収支の安定、必要職員数の確保等が求められる。</li> </ul>	★★
304 ともに支えあう環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>東日本大震災を受け、「災害対策基本法」（平成 25 年 6 月改正）において避難行動要支援者の把握が義務付けられた。</li> <li>孤独死・孤立死が社会問題となった（平成 24 年～）。</li> <li>「生活困窮者自立支援法」が平成 27 年 4 月 1 日に施行される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆地域での支え合いの担い手確保</li> <li>「第 3 期地域福祉計画」（平成 27～31 年度）策定にあたり、方策を検討し、モデル事業等の取り組みを行う。</li> </ul>	★★
305 生活の安定と自立への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>「生活困窮者自立支援法」の制定（平成 25 年 12 月）により、「生活困窮者自立支援事業」が平成 27 年度から実施される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆生活困窮者自立支援事業の実施</li> <li>平成 27 年 4 月から実施する「生活困窮者自立支援事業」は、自立相談支援やアウトリーチ、支援プランの作成等を行う、自立に向けた支援事業である。</li> <li>心の病を持った市民への対応や就労先の発掘等が課題となる。</li> <li>平成 27 年度以降、事業を検証し課題への対応を行っていく。</li> <li>相談窓口の周知や自殺総合対策推進事業、ひきこもり対策事業、ひとり親家庭の支援事業、また生活保護制度とのスムーズな連携が必要である。</li> </ul>	★★★★

【課題と解決策の評価の見方】 ★★★：2020 プランの「施策の展開」への加筆が必要なレベル  
 ★★：既存の取り組み内容の充実・見直しが必要なレベル  
 ★：事務事業や日々の取り組みの見直しで対応可能なレベル

基本施策	社会情勢の変化や市の取り組み	課題と解決策	課題と解決策の評価
306 雇用支援と勤労者福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 25 年 2 月にハローワークの求人情報の提供に関する協定を締結し、アクティブシニア就労支援センターでの情報活用が可能となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆大規模工場の撤退に伴う市内の雇用の確保</li> <li>・ハローワークとの連携を強化するとともに、跡地利用の条件を検討する中で、市内業者への優先発注や市民雇用の優先を協議していく。</li> <li>◆高齢者就労支援の充実・見直し</li> <li>・市内の就労斡旋施設であるナイスワーク高幡との機能連携や住み分け等によるコンパクト化機能強化を検討していく。</li> <li>◆女性の就労支援の充実</li> <li>・意欲や能力に応じた労働参加と出産・育児・介護の事情を加味した労働環境の整備もしくは支援を行う。</li> <li>・女性が活躍できる環境の整備や育児休業、介護離職等に伴う職場復帰支援を行う。</li> </ul>	★
307 障害者の生活・自立の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 24 年 4 月より、「障害者自立支援法」の改正により適切な障害福祉サービスの利用に向けてサービス等利用計画を作成すること、地域移行支援等が障害福祉サービスに加わった。</li> <li>平成 24 年「障害者就労支援施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」が施行された。</li> <li>平成 25 年 4 月、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正され、難病の方も対象となった。</li> <li>全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年 6 月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）が制定された（施行は一部の附則を除き平成 28 年 4 月 1 日）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆就労に関する目標の再検討</li> <li>・福祉就労事業所により、年齢、障害種別・程度、福祉就労の捉え方等が多様であるため、工賃目標数値が異なる。については、福祉就労についての整理を行い改めて対象事業所、目標値を定める。</li> </ul>	★★★
308 高齢者の生きがいある生活の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 27 年度の介護保険制度改正において、要介護者の内の要支援者の予防給付の訪問介護及び通所介護は市町村が実施する総合事業に移行する等の変更が行われる。</li> <li>市町村が多様なマンパワーや社会資源の活用等を図り、要支援者・二次予防対象者に対して、介護予防や配食・見守り等の生活支援を市町村の創意工夫で提供する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「介護保険法」改正に伴う介護サービス供給体制の確保</li> <li>・高齢者本人へのアプローチ、生活環境の調整、地域の中に生きがい・役割を持って生活できるような居場所と出番づくりなどに取り組む。そのために、既存介護サービス事業者によるサービス提供の維持・改善に加え、コミュニティビジネス、特定非営利活動法人（NPO法人）、ボランティア等による支援などにより、元気な高齢者を始め住民が担い手として積極的に参加する体制を整備する。</li> </ul>	★★

## 4. 中間検証で抽出した重要な課題とその対応の方向性

市民協働チームにおいて、2020 プランの「めざすまちの姿」を実現するにあたって重要と考えられる課題を抽出するとともに、その対応の方向性を検討しました。

### (1) 健康寿命の延伸のための取り組みの推進

- ・日野市では、高齢化率が 20%を超えており、本格的な高齢社会を控えています。今の医療及び福祉体制でも十分にはサポートしきれていません。今後、高齢者福祉需要が増加すると想定されていますが、このままでは医療費や介護関連費が急増し、市の適切な財政運営が困難になる可能性があります。
- ・また、死亡原因と要介護になる原因は違っており、前者には生活習慣病の予防が効果的ですが後者には老年症候群に対する取り組みが必要とされています。例えば、老年症候群に含まれる転倒は 65 才以上の 30%に起きており、その転倒に起因する介護・医療関係の費用は全国で 9,141 億円との試算もあります。老年症候群に対する取り組みが健康寿命の延伸と、医療・介護関連費用の抑制につながると考えられます。
- ・医療費や介護関連費を抑制しつつ、高齢者が生き生きと暮らせるとともに市民の健康寿命を延伸していくことが重要な課題となっています。現状を改善する重要方策として、市民は“健康は自分自身で守り育てる意識”を自ら喚起し、行政はそれを啓発するとともに、市民と行政が一体となって創意工夫した施策を導入することが必要です。また、行政と市民が一体となって知恵を創出するために、健康に限らず広く行政と市民が定期的に意見交換する場を設けることも考えられます。
- ・「ヘルスケア・ウェルネス戦略」を基本にしたまちづくりを進め、市の福祉政策及び医療政策等の各種関連計画の見直しや整理統合を図り、関連費用の抑制も踏まえて、戦略的な取り組みを展開する必要があります。
- ・2020 年の目標年次に向けて、日野市が「めざすまちの姿」を実現するため、具体的な取り組み案として次の項目を提案します。

#### ①数値情報を用いた「見える化」

- ・「ヘルスケア・ウェルネス戦略」に掲げられた「国保・医療レセプトデータの利活用」や「産官学金連携による社会的な健康施策への取組」を行い、データを数値化し、健康について市民にわかりやすく数値で伝えていく必要があります。そして、健康寿命の延伸、要介護想定率の目標の明確化を行い、データから現状分析し、対応策を抽出し、実行していく必要があります。

#### ②市民への啓発活動の強化

- ・健康体操など健康のためのイベント等に行きたいと思う人は少数派です。このため、外出し、歩く機会を創出するなどの「ヘルスケア・ウェルネス戦略」に掲げられた「歩きたくなるまちづくり」などを推進することによって、健康は自分で守っていくという意識改革を市民に対して市が啓発し、より一層周知を図っていくべきです。また、健康は自分で守っていくという意識を小学校及び中学校の授業で子供の頃から教えていくべきです。

#### ③男性に向けたアプローチの工夫

- ・男性は健康づくりに向けた教室やイベントを企画しても参加に消極的な傾向があります。健康寿命を延伸するためには、男性向けの教室の開催など男性向けのアプローチを工夫する必要があります。

#### ④地域のつながりの活性化

- ・孤独死の問題などからも地域の繋がり的重要性が再認識されています。
- ・地域のつながりを活性化するためには、自治会などの既存のコミュニティの地域の特性に合った、地域での多様な交流活動の推進が重要です。

## (2) 高齢者、障害者等のサポート体制の充実

- 2020 プラン策定以降、増加する医療や介護需要に対応するため、国では、住み慣れた地域で在宅を基本とした生活が可能となるよう「地域の包括的な支援・サービス提供体制（「地域包括ケアシステム）」の構築に取り組んでいます。市としても「ヘルスケア・ウェルネス戦略」に「住み慣れた地域で生き看取られる暮らし」を掲げ、福祉サービスと医療連携の仕組みを構築し、市民が住み慣れた地域で暮らしていける地域の包括的な支援・サービス提供体制づくりを創意工夫しながら進めていくことが課題となっています。
- 2020 年の目標年次に向けて、日野市が「めざすまちの姿」を実現するため、具体的な取り組み案として次の項目を提案します。

### ①地域医療の充実

- 市立病院は、経営健全化へ向けた課題があり、また、高齢化の進展等により、病院に行く機会が増え、市立病院の外来が多くなり、待ち時間が長くなるなどの課題があります。市立病院の外来患者には、地域医療機関で診療してもらえようものも多く、課題を解決していくために、市立病院とかかりつけ医との信頼と絆を大切に地域医療連携の充実をより一層図っていく必要があります。さらに、市立病院は経営的観点で広域連携などを行い、医療の効率化を進めて、経営改善に取り組んでいく必要があります。

### ②地域の支援体制の充実

- 「団塊の世代」が 65 歳以上になりつつあり、この世代への社会参加等に対する期待が高まっています。市でも、昭和 57 年制定の老人憲章の見直しが検討され、高齢者が守られるものから、主体的に社会参加等の活動の担い手になってもらうことが期待されています。このことから、地域の中で役に立ちたいと考える高齢者に、活躍してもらう場や役割を検討していく必要があります。
- また、「ヘルスケア・ウェルネス戦略」の取り組みにある「産官学金連携による社会的な健康施策への取組」を進め、健康維持や増進への支援、支えが必要な高齢者・障害者・生活困窮者等のサポート体制を充実していく必要があります。その 1 つとして長野県で成功している在宅医療に見倣った在宅医療体制の検討も必要です。

### ③民生委員・児童委員等への行政によるサポート

- 民生委員・児童委員は地域における相談役として非常に重要な役割を担っています。しかしながら、複雑化する家庭事情などから、民生委員・児童委員に期待される役割を負担に感じられることなども一つの要因として、なり手の不足による欠員が続いています。
- 委員が抱えてしまうには重い問題もあり、支援のつなぎ先を作るのは行政の役割です。これには、特定非営利活動法人（NPO 法人）や民間団体等の力を活かす方策も検討していく必要がありますが、それだけではサポートできない課題もあります。
- また、東日本大震災以降、地域の助け合いが大切であることが認識されています。いざという時に助け合えるのは、遠方の家族・友人よりも地域の方です。
- 以上のことから、地域のつながりを大切に、市民一人ひとりがメリットや楽しみを感じながら地域へ入っていけるきっかけづくりを検討していく必要があります。
- 地域の相談役として民生委員・児童委員が活動しやすい環境を確保するため、支援のつなぎ先を幅広く作るなどの行政からのサポートの強化も検討していく必要があります。

**④高齢者健康対策の充実**

- 高齢者が転倒による外傷等で介護が必要となり、外出できなくなったため、孤立している現状があります。要介護の原因の一つである転倒に対しては、各種転倒予防プログラムが実践されており転倒予防教室等の効果も表れています。しかし、仮に転倒予防教室の効果で転倒発生率が 30%から 20%に減少したとしても、教室自体の参加率が地域高齢者の 1%の場合、全体の転倒発生率は 29.7%となり転倒予防効果はないに等しくなります。
- この問題に関しては地域全体に働きかけるポピュレーションアプローチ（ポスターの掲示、広告、メディアの利用、セミナーの開催などで地域全体に対して疾病・転倒予防等の呼びかけをする介入方法）が有効であり、全体で 10%転倒が減少したとの報告があります。
- 要介護認定の数値等を評価指標としながら、高齢者支援の視点の一つとして、高齢者対象の転倒予防教室等の開催などの転倒予防教育を強化するなど日野市独自で取り組むことを提案します。また、その他健康対策も広く検討し、随時導入していきます。

**（3）差別意識をなくす啓発の推進**

- 平成 25 年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）が制定され、障害がある人もない人も誰もが安心して暮らせる共生社会の実現が求められています。市民一人ひとり誰もがフラットな関係を築けるような意識改革の啓発が必要です。
- 平成 25 年に日野市授産事業地域連携システム事業「日野わーく・わーく」製作の焼きカレーパンが「ニッポン全国ご当地おやつランキング」で準グランプリを獲得し、これを契機に、市内のパン屋にオリジナル焼きカレーパンをつくってもらい、焼きカレーパンによるまちづくりを推進しています。
- このまちづくりをはじめとして、「日野わーく・わーく」で取り組む障害者の働く力の周知や障害者に対する差別意識をなくす啓発を積極的に行うことで、障害者への理解を一層深めるとともに、障害者の雇用促進や待遇改善につなげていくことを提案します。



## まちづくりの柱4 日野人・日野文化を育てるまち

### 1. 2020 プランの「めざすまちの姿」

中間検証を行うにあたり、2020 プランの「施策の大綱」に掲げた、10 年後（平成 32 年）の本市の姿（目標像）を再確認します。

#### まちづくりの柱4

- 生涯を通じて学習したり、スポーツに親しむなど、生きがいや楽しさを感じることでできる「日野人」が充実した人生を送れるまちになっています。
- 生涯学習活動やスポーツ活動を通じて、いろいろな人と出会い、人と人とのつながりが芽生え、地域のつながりが育まれています。
- 交流を通じてお互いに学び、体験し、まちづくりに活かしている人が増えています。
- 地域の歴史や文化を大切にするとともに、新しい文化を創造・発信し、日野文化が育まれています。

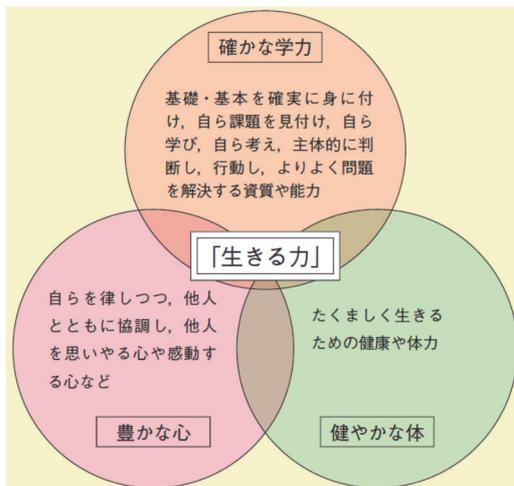
## 2. 社会情勢の変化や市の取り組み

「めざすまちの姿」の実現を目指すにあたり、2020 プランの策定以降の社会潮流の変化や、本市のこれまでの取り組み経緯から見た問題点や課題を整理します。

### (1) 生涯学習の振興

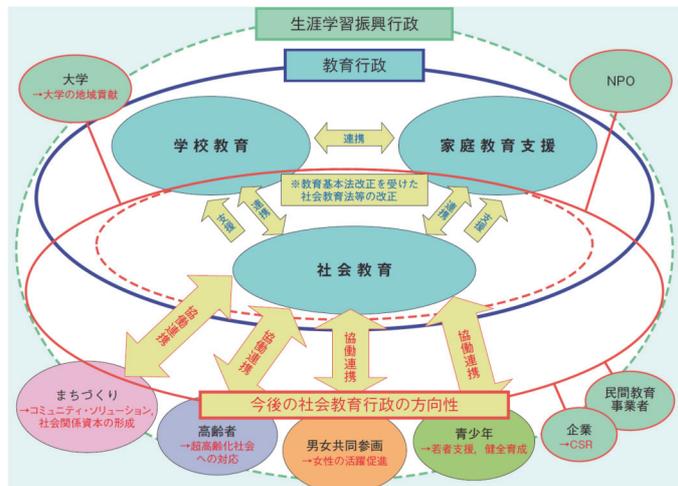
- 生涯学習は、人々が自己の充実や啓発及び生活の向上のために、必要に応じて各自に適した手段・方法で、自発的意思に基づいて、生涯を通して行う学習のことです。その振興にあたっては、生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができるよう学習環境を整備するとともに、学習成果を地域社会に還元し、地域社会全体の向上に活かせる環境づくりが必要とされています。近年、自治体には地域住民同士の相互学習の環境を醸成する役割が求められており、「まちづくり」、「超高齢社会への対応」、「女性の活躍促進」、「若者支援、青少年の健全育成」といった地域課題に対応するため、大学・民間団体・企業などの多様な主体と連携・協働を進めていくことが求められています。
- 本市では、市民、市職員等を講師として地域での生涯学習活動を支援するなど、様々な面から生涯学習の振興に努めてきましたが、活躍があまり進んでいないのが現状です。また、市民の社会教育・生涯学習の場としての機能を担う公民館や図書館の利用もあまり進んでおらず、更なる活用が求められています。

学習指導要領の理念



出典：平成 23 年度文部科学白書

今後の社会教育行政の再構築のイメージ図



出典：平成 24 年度文部科学白書

### 3. 庁内中間検証で抽出した課題

市民協働チームによる中間検証に先立ち、庁内で 2020 プランの基本施策ごとに課題を抽出します。

【課題と解決策の評価の見方】 ★★★：2020 プランの「施策の展開」への加筆が必要なレベル  
★★：既存の取り組み内容の充実・見直しが必要なレベル  
★：事務事業や日々の取り組みの見直しで対応可能なレベル

基本施策	社会情勢の変化や市の取り組み	課題と解決策	課題と解決策の評価
401 生涯学習活動の支援		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆生涯学習活動の基盤となる人材の育成</li> <li>◆生涯学習活動の基盤となる仕組み・仕掛けづくり</li> <li>・既存の枠組みを超えた学習環境を整備する。</li> <li>・個々の学習成果が社会全体に還元されるような実りある学びの展開を実現していく。</li> <li>・自発的な学びと行動が好循環する仕組みづくりを実施する。</li> </ul>	★★
402 スポーツの振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「スポーツ基本法」（平成 23 年法律第 78 号）（旧法律を全面改正）</li> <li>・「スポーツ基本計画」（国）（平成 24 年 3 月）（スポーツ庁設置の検討）</li> <li>・「東京都障害者スポーツ振興計画」（平成 24 年 3 月）</li> <li>・「東京都スポーツ推進計画」（平成 25 年 3 月）</li> <li>・2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催決定</li> <li>・日野市の地域戦略（ヘルスケア・ウェルネス戦略）</li> <li>・東日本大震災（スポーツ施設の災害拠点としての重要性）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆今後のスポーツ施策の在り方</li> <li>・スポーツ推進計画を策定し計画的に施策を実施する。</li> <li>◆老朽化した体育施設の計画的改修</li> <li>・南平体育館の耐震補強及び改修に向けた体育館の基本計画づくりを進める。</li> <li>◆地域戦略室との連携</li> <li>・市の方針である、ヘルスケア・ウェルネス戦略の一環として「歩きたくなるまちづくり」のソフト部分を、庁内連携において進める。</li> <li>◆スポーツ施設の充実</li> <li>・既存施設の充実だけでなく、市内の大学、企業などと連携しスポーツの場を補完していく。</li> <li>◆オリンピック・パラリンピックへの対応</li> <li>・オリンピック・パラリンピックを契機としたスポーツ振興策を検討する。</li> </ul>	★
403 歴史・文化の継承と活用		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆市内の歴史、文化財、郷土芸能等を地域活性化等へ活用していくための周知・啓発</li> <li>◆展示コーナーの充実</li> <li>・展示コーナーを増やすため、常設ではない移動式の展示手段も含め設置を進めていく。</li> </ul>	★★
404 郷土資料の活用と継承	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財所有者等の世代交代（家・蔵の取り壊し）から各種資料の収集及び体制づくりが急務である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種事業の見直しを行い、スクラップアンドビルドが必要である。郷土資料館全体の意識改革がポイントである。</li> </ul>	★★
405 図書館機能及び施設の充実		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆貸出点数減少への対応</li> <li>・背景の分析を行い、対応を検討する。</li> <li>◆資料の収集・保存・提供が十分にでき、市民が快適に利用できる図書館施設の改善</li> <li>・収蔵スペースの確保に努める。修繕を計画的に実施する。</li> </ul>	★★
406 公民館での学習活動の支援と施設の充実		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆公民館が担うべき機能や役割に沿った取り組みの実施</li> <li>・日野市の公民館が担うべき「市民の社会教育・生涯学習の場」としての機能や役割を明確化し、目的・ねらいに沿った様々な事業やイベントを通じて豊かな人間関係が作れるように市民の参加・参画を推進する。</li> </ul>	★★

【課題と解決策の評価の見方】 ★★★：2020 プランの「施策の展開」への加筆が必要なレベル  
 ★★：既存の取り組み内容の充実・見直しが必要なレベル  
 ★：事務事業や日々の取り組みの見直しで対応可能なレベル

基本施策	社会情勢の変化や市の取り組み	課題と解決策	課題と解決策の評価
407 芸術・文化の振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化芸術の振興に関する基本的な方針（第三次基本方針）（平成23年2月閣議決定）</li> <li>「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」の施行（平成24年）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆芸術・文化面における市民の関心を高め、参画を促進すること</li> <li>・小島善太郎記念館の利活用を進める。</li> <li>・芸術文化の薫るまち in ひの実行委員会を特定非営利活動法人（NPO法人）化し、安定的な事業の実施に努める。</li> <li>・赤レンガプロジェクトを継続して実施する。</li> <li>・日野市民会館、七生公会堂を計画的に修繕する。</li> <li>・市民会館の指定管理の在り方について検討する。</li> <li>・企業、大学との連携による事業を実施する。</li> </ul>	★
408 グローバルな社会づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>東日本大震災</li> <li>外国人住民は、平成20年あたりから横ばい状況である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆市民のさらなる国際交流活動などへの積極的参加</li> <li>・日野市国際交流協会へ継続的に支援を行う。</li> <li>◆在住外国人に対する生命・財産に関わる情報の事前提供</li> <li>・庁内部署に対して現状を調査したうえで、在住外国人が必要としている情報を平時から周知する。</li> </ul>	★

## 4. 中間検証で抽出した重要な課題とその対応の方向性

市民協働チームにおいて、2020 プランの「めざすまちの姿」を実現するにあたって重要と考えられる課題を抽出するとともに、その対応の方向性を検討しました。

### (1) 生涯学習をきっかけとした人と人のつながりづくり

- ・東日本大震災の発災後、地域のつながりやコミュニティの重要性が再認識されるなど、人と人のつながりを重視する共助・共生社会の醸成が求められています。人と人がつながるきっかけづくりとして、市民の学びと学びあいやスポーツに参加・参画できる場と機会をさらに充実していくことが考えられます。
- ・市民が学習会やシンポジウムやサークル活動に参加することにより、新しい人と人のつながりが生まれます。一方通行的な講義形式の講座だけではなく、個人が学んだことを社会に還元することも今日、期待されるようになってきました。また、パブリックビューイング等により一堂に市民が集まり、みんなで応援したり、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）を活用し仲間づくりを発信したりするなど、人が集まるための手法や、知識や技能をさらに広げていく手法の検討も必要になります。
- ・特に、団塊の世代が積極的に地域デビューし、彼らの蓄積された知識や経験を地域の生涯学習活動に取り入れ、知識や技能を身につけた市民が、地域でそれらをまた活かしていく「学びの好循環」の仕組みと仕掛けづくりを地域で進めていくことが重要になります。

### (2) 人材の発掘・育成と活用

- ・市民、市職員等が講師となって地域での生涯学習活動を支援するなど、様々な面から生涯学習の振興に努めてきましたが、まだまだ指導者が不足しています。このため、身近に教えられる人や指導者を新たに発掘し育成するために、それぞれの分野に対応した「講師養成講座」を企画していくとともに、これら人材を地域に活かす仕組みや情報のネットワークの充実化が課題です。
- ・市民ニーズを的確に把握し、必要な人材を発掘、育成することが重要になります。様々な分野において指導者間の勉強会や新たな講師人材の養成等を行い、核となる市民・団体を育成し、市民ニーズとのマッチングによる学びと行動の好循環を促進させていくことを検討していく必要があります。



### (3) あらゆる生涯学習の場・スポーツ推進の場の活用

- 市民の生涯学習の場としての機能を担う公民館や図書館の利用者数はここ数年増えておりませんが、施設の老朽化も進んでおり、その在り方について、時代の変化に対応した検討が求められています。
- 2020年に東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が決定したこともあり、スポーツを実践したい人は年々増えていますが、健康寿命を延ばすためにもスポーツを実践してもらいたい人たちもまだまだ多くいます。これら状況から、身近で、歩いて行ける範囲内にスポーツを実践する場が求められています。
- この課題を解決するために、「ヘルスケア・ウェルネス戦略」に掲げられた「運動・日常行動分野における健康維持・健康づくり」に関連して、市内外にある資源の利活用の方針を検討していくことが重要になります。公共施設等については利用できる目的の見直しや、大学・企業等の施設の市民利用及び近隣市が所有する施設の相互利用、空き店舗や空き家・空き地の活用、多摩川・浅川の遊歩道やサイクリングロードの整備・活用、市民が歩きたくなる美観地区の創出（桜の名所づくり等）など、幅広く利活用について検討し、運動しようと思わせるきっかけづくりや、気軽に楽しく体を動かせる環境を整え、より多くの方が無理なく継続的に体を動かせる仕組みを構築していくことが必要になります。特に、古くから多摩地区の産業や暮らしを支えてきた多摩川と浅川の二大河川を持ちかつ、用水を張り巡らせた日野市は、自然環境の保全の視点とともに、河川・用水文化の創造のためにも、多角的・広領域的（多摩川・浅川に接する各市の連携）に、人と自然のあり方を考えていく場とすることができ、地域の価値の再発見にもつながると考えられます。

### (4) 地域の魅力や価値の再発見

- 我が国の人口は平成20年をピークに減少に転じていますが、日野市の人口はマンション開発などあり、もうしばらくは増加するものと考えられます。しかしながら、高齢化は進んでおり、年少人口や生産年齢人口の減少は今後大きな課題となると考えられております。市に許容される人口密度や防災上の観点を考慮しつつ単なる人口の増加ではなく、人口における世代間のバランスをとり、高齢者1人を支える現役世代の割合を維持していくことが求められており、持続可能なまちづくりを推進する上でも、特に若い世代に住み続けてもらうことが理想です。
- 日野市では、2020プラン策定後に「人口バランス・定住化促進戦略」を打ち出し、「地域の魅力の再認識と認知度を高めるプロモーション」や「体験と活動機会の提供を通じた『ふるさと日野』の醸成」を戦略の柱としており、市民に日野市に住みつづけてもらうためにも、地元意識やアイデンティティの醸成がさらに求められています。
- この課題を解決するために、地域の魅力や価値を再発見し、市のことを見つめなおすことが重要になります。伝統芸能など既存の資源の再評価、小中学校の校歌に歌われている郷土の歴史、自然、望ましい価値観から郷土を再確認するなど学校教育・社会教育、その他市内・庁内で行われている歴史的・文化的諸事業を郷土的な要素を基に体系化し、地元学（日野学）として、ひの市民大学等で再構築し、日野を誇れる日野人となるよう、地域の歴史や文化をさらに大切に、市内外へ発信していくことを検討していくことが必要になります。その際、郷土愛の押しつけにならないような配慮や知恵が大切になります。

## **（５）文化施設・スポーツ施設の利活用**

- 日野市は他市と比べて、文化施設やスポーツ施設は十分とはいえず、また各施設へのアクセスも不便であり、さらに既存施設の老朽化にも対応していかなければなりません。
- 市民が一流の芸術に接する機会は、「芸術文化の薫るまちづくり」への刺激ともなると考えられますが、現状の財政状況においては、市内にこれら一流の芸術に対応する施設の完備や事業を実施していくことは困難です。
- 文化施設等すべてを市内でまかなおうとする「市内完結主義」で整備するのではなく、広域連携により周辺各市で補い合う相互補完の関係を検討することが考えられます。検討の際には、協力関係にある当該市民の施設利用について、自市民と同等の料金とする等、各市の創意工夫が求められます。



## まちづくりの柱5 自然と調和した環境に優しいまち

### 1. 2020 プランの「めざすまちの姿」

中間検証を行うにあたり、2020 プランの「施策の大綱」に掲げた、10年後（平成32年）の本市の姿（目標像）を再確認します。

#### まちづくりの柱5

- ・日野市の財産である豊かな緑、そして多摩川や浅川、湧水や用水路などの自然を守り、次代へ継承しています。
- ・用水路や公園、道路など身近な場所での自主的な美化活動に参加する人や地域が増え、市民とともにみどりや水の保全に積極的に取り組んでいます。
- ・市民、事業者、市など、それぞれが環境問題に対する正しい知識を身につけ、省エネルギーへの取り組みやごみの減量化、公共交通の利用など、地球環境への影響の小さいライフスタイルを心がけています。

## 2. 社会情勢の変化や市の取り組み

「めざすまちの姿」の実現を目指すにあたり、2020 プランの策定以降の社会潮流の変化や、本市のこれまでの取り組み経緯から見た問題点や課題を整理します。

### (1) 深刻化する地球温暖化問題への対応

- 深刻化する地球温暖化問題に対応するため、先進国間では京都議定書が平成9年に採択（平成17年発効）され、CO<sub>2</sub>削減に向けた取り組みが行われてきました。しかし、最近のめまぐるしい発展途上国の経済成長を考えると、今後はそれらの国も含めた対応策を世界全体で考えていく必要があります。我が国は、平成25年に、平成32年度の我が国における温室効果ガス排出削減目標として「平成17年度比で3.8%減」を掲げ、引き続き地球温暖化対策に取り組んでいます。
- 本市では、これまで様々な機会を利用してCO<sub>2</sub>削減への啓発を行ってきており、市民や事業者においても取り組みが浸透しつつあります。しかし、東日本大震災の影響はあるものの、CO<sub>2</sub>排出量が平成20年度を依然上回っているのが現状です。

### (2) 資源循環型社会の構築

- 循環型社会の形成に向け、国を挙げて廃棄物の発生抑制（リデュース）、再利用（リユース）、再生利用（リサイクル）が進められてきました。平成25年5月に閣議決定された「第三次循環型社会形成推進基本計画」では、これまで進展した「廃棄物の量」に着目した施策に加え、「循環の質」にも着目し、リサイクルに比べ取り組みが遅れているリデュース・リユースの取り組みの強化や、有用金属の回収、安全・安心の取組強化、3R国際協力の推進が新たな政策の柱として掲げられています。
- 本市でも廃棄物の削減に向け、容器包装削減のための啓発などを行いましたが、大幅な廃棄物の削減には至っていないのが現状です。また、平成32年に国分寺・小金井両市との共同によるごみ焼却施設が稼働予定で、開設に向けた準備を今後進めていく必要があります。



### 3. 庁内中間検証で抽出した課題

市民協働チームによる中間検証に先立ち、庁内で 2020 プランの基本施策ごとに課題を抽出します。

【課題と解決策の評価の見方】 ★★★：2020 プランの「施策の展開」への加筆が必要なレベル  
★★：既存の取り組み内容の充実・見直しが必要なレベル  
★：事務事業や日々の取り組みの見直しで対応可能なレベル

基本施策	社会情勢の変化や市の取り組み	課題と解決策	課題と解決策の評価
501 地球環境政策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>「生物多様性基本法」では、地方公共団体の責務として、第5条に『地方公共団体は、基本原則に則り、国の施策に準じた施策、地域の自然的社会的条件に応じたきめ細かな施策を策定・実施する。』が位置付けられている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆広域的な CO<sub>2</sub> 削減事業の展開               <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 32 年度に市内すべての世帯、事業所から宣言を獲得することが目標とされているが、既にすべての家庭・事業所に個別訪問し、その結果4万世帯から宣言を獲得している。計画期間内の目標達成は難しいため、今後は他市と連携して広域的に CO<sub>2</sub> 削減事業を展開する。</li> </ul> </li> <li>◆自然を守り育む市民の育成               <ul style="list-style-type: none"> <li>私たちは、先人たちが残してくれた貴重な水と緑、さらにそこに暮らす生き物を次世代に手渡していかなければならない。よって今後は生物多様性の保全（「生物多様性地域戦略」）の視点から、「ふるさと日野」の自然を守り育む市民の育成を図る事業を展開する。</li> </ul> </li> </ul>	★★★
502 自然環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>「水循環基本法」、「雨水利用推進法」</li> <li>Hino Vision 50『日野曼荼羅』（水都日野構想）、歩きたくなるまちづくり構想</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆市民による緑地や水辺の保全活動の充実、市民の自然環境への関心を高めていくこと</li> <li>◆水と緑の保全と他の分野（健康、産業、地域のネットワーク）を結びつけていくこと</li> <li>◆一人当たり都市公園面積の増加               <ul style="list-style-type: none"> <li>一人当たり都市公園面積について、現状では施策の目標を達成することは難しいが、引き続き積極的に用地取得を行い、目標に近づけていく。</li> </ul> </li> <li>◆水と緑の資産の活用               <ul style="list-style-type: none"> <li>ヘルスケア・ウェルネス戦略の一環として、水と緑という資産を活かす取り組みを展開する。</li> </ul> </li> </ul>	★★
503 ごみゼロ推進のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>小型家電の資源化を推進するための「小型家電リサイクル法」の制定及び市での回収・資源化の取り組み開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆容器包装プラスチック類の資源化の促進               <ul style="list-style-type: none"> <li>容器包装プラスチック類の資源化の促進について、資源化するための手法の検討及び必要な予算の確保を行う。</li> </ul> </li> <li>◆剪定枝・草花等の資源化の促進               <ul style="list-style-type: none"> <li>剪定枝・草花等の資源化の促進について、資源化するための手法の検討及び必要な予算の確保を行う。</li> </ul> </li> <li>◆「ごみゼロプラン」の見直し               <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 27 年度に「ごみゼロプラン」の見直しを行い、具体的な解決策を検討していく。</li> </ul> </li> </ul>	★★★

【課題と解決策の評価の見方】 ★★★：2020 プランの「施策の展開」への加筆が必要なレベル  
★★：既存の取り組み内容の充実・見直しが必要なレベル  
★：事務事業や日々の取り組みの見直しで対応可能なレベル

基本施策	社会情勢の変化や市の取り組み	課題と解決策	課題と解決策の評価
504 廃棄物の適正処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 25 年 4 月「小型家電リサイクル法」（環境省）の施行をうけ、同年 4 月より小型家電・金属類の回収を他市に先がけ実施</li> <li>平成 24 年 6 月より焼却鉄の売却（資源化率の向上）</li> <li>平成 23 年 4 月より破碎鉄の売却（資源化率の向上）</li> <li>平成 23 年 4 月より持込み料金の改正 25 円/kg から 42 円/kg（他市からの持ち込み抑制）</li> <li>新ごみ焼却施設は平成 32 年度稼働予定（国分寺・小金井・日野市 3 市共同処理）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆不法投棄の防止 <ul style="list-style-type: none"> <li>不法投棄の早期発見、立て看板設置による啓発行為により解決を図る。</li> </ul> </li> <li>◆不燃ごみ量の削減 <ul style="list-style-type: none"> <li>プラスチック製容器包装分別収集の拡大が必要である（「ごみゼロプラン」）。</li> <li>プラスチック製容器包装処理施設は施設建替え計画の中でリサイクルプラザ棟に設ける予定である。建設予定地は、既設ごみ焼却施設解体跡地を予定している。</li> </ul> </li> </ul>	★★
505 生活排水及び雨水処理の施設整備		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆下水道の機能維持のための長寿命化、耐震化の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>計画に基づき事業を進めていくため、目標数値の見直しが必要である。</li> </ul> </li> <li>◆下水道事業における公営企業会計の適用 <ul style="list-style-type: none"> <li>資産台帳の整備と企業会計導入のための専門性が求められる。</li> <li>平成 27 年度以降に順次整備等を進めていく必要がある。</li> </ul> </li> </ul> <p>（※社会動向を加味して記述）</p>	★★★
506 生活環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 26 年 11 月 19 日に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が成立し、施行により市町村は生活環境の保全を図るため、放置することが不適当な空家や空地の対策計画の策定、協議会の設置、立入調査、所有者に対する改善命令等ができ、所有者が従わない場合、強制執行も可能となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆市民の環境美化意識の向上 <ul style="list-style-type: none"> <li>まちをきれいにするための清掃活動等については、市内一斉清掃でも参加団体が年々増加していることから、市民の環境美化意識が高まってきていると認識される。</li> <li>しかしながら、生活環境における苦情等の原因はいまだ、工場などに起因するものよりも、市民のマナーに起因するものが多い状況である。</li> <li>市民が心地良く生活を送ることができるよう、一人ひとりのマナー啓発のためのキャンペーンや広報等を継続していく。</li> </ul> </li> <li>◆空家対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>空家等対策計画を策定し、協議会を設置する。</li> </ul> </li> </ul>	★

## 4. 中間検証で抽出した重要な課題とその対応の方向性

市民協働チームにおいて、2020 プランの「めざすまちの姿」を実現するにあたって重要と考えられる課題を抽出するとともに、その対応の方向性を検討しました。

### (1) 環境関連計画の位置づけの整理

- 「環境基本計画」や「緑の基本計画」は、2020 プランを最上位計画とし、それぞれその下の個別計画と位置づけていますが、「環境基本計画」と「緑の基本計画」は対象範囲、施策等で重複する項目が多く、両計画の間での位置づけや関係を明確にする必要があります。

### (2) 地球温暖化から生物多様性への展開

- 日野市では、地球温暖化対策として『ふだん着で CO<sub>2</sub> をへらそう宣言獲得事業』を実施し、当初の目標である家庭世帯 35,000 世帯、事業所 2,500 事業所以上から CO<sub>2</sub> 削減の宣言を獲得しています。宣言後の市民による省エネ・省資源実践活動が実行されているかの検証やこれら活動をどのように定着させていくかという課題とともに、人類の諸活動により地球規模での生態系の悪化が進んでいるという考えに基づく、生物多様性保全の観点からの新たな政策展開が必要です。
- この問題を解決するためには、地球温暖化対策をなぜ実施しなければならないのかという目的を明確化し、それを広範な市民と共有化することで、協働による検討を推進していくことが重要です。
- 『ふだん着で CO<sub>2</sub> をへらそう宣言獲得事業』は、日野市として一定の実績を出しています。このような取り組みを他地域にも働きかけ、広域連携で進めることは目的に適うことであり、より成果につながることを考えられます。
- 市民協働による検討において抽出された問題点や課題を整理し、現状を把握することで行政及び市民の意識改革を図り、人間を中心とした考え方ではなく、生物多様性が維持されなければ、人間の存続も困難になるということを理解してもらい、生物多様性保全の観点からまちづくりを再構築することが重要です。

市制施行50周年記念 日野市 50 年ビジョンプロジェクト

Hino Vision 50



## 日野曼茶羅



絵：氏家 健太郎氏「水の郷日野―農ある風景の保護と継承―より」

～50年後のわがまち日野をイメージしてみよう！～

### **（３）「歩きたくなるまちづくり」の推進（『日野曼荼羅』の世界を目指して）**

- 日野市では、市制施行 50 周年に合わせ、今後のまちづくりの様々な施策の指針や方向性を見出していくことを目的として、50 年後の日野市の将来像を描いた Hino Vision 50『日野曼荼羅』を発行しています。このビジョンに向かって、自然環境の保全とまちづくりが連携し、調和のある施策を進めていかなければなりません。また、『日野曼荼羅』の世界観の実現のためには、「ヘルスケア・ウエルネス戦略」に掲げられた「歩きたくなるまちづくり」との連携方法を考えていく必要があります。
- 「歩きたくなるまちづくり」を推進するためには、自発的な健康づくりに取り組めるインフラ等の整備・改修が必要です。その際には、自然環境の保全とまちづくりの連携によって、人が自然との親しみやうるおいを感じられ、人と自然の距離を近くし、自然と親しめる場づくりを進める必要があります。
- そのため、『日野曼荼羅』のイメージや取り組みを周知・PR し、『日野曼荼羅』に盛り込まれている様々なアイデアのうち、できるところからモデル実験を始め、具体化することが必要です。
- 今ある自然環境を保全しながらまちづくりと連携を図っていく中で、日野市の自然環境の魅力をアピールすることが必要です。
- そして、水音や土の香りがし、すぐ手の届くところに水と緑がある、遊びたくなる水辺や緑の維持・整備が必要です。
- 具体的な施策例としては、小さな取り組みをひとつからでも具体化して市民に提示すること、情報発信を工夫すること、自然環境を活かし観光につながる施策を考えること等が挙げられます。
- また、「歩きたくなるまちづくり」の推進においては、市内部での調整を十分図ったうえで、統一されていない施策・散策コースの整理を含めて、魅力的なまちづくりをしていくことも必要です。

### **（４）市民一人当たり都市公園面積の見直しについて**

- 基本施策 502「自然環境の保全」（2020 プラン P.110 参照）では、市民一人当たり都市公園面積というまちづくり指標を掲げており、平成 32 年度の最終目標を 9 m<sup>2</sup>/人としています。現状では、用地確保が困難なことから必要な公園の整備が行えず、目標達成が難しくなっています。しかし、実際には公園や緑地としての利用ができるポケット公園等が成果指標に算入されていないという側面もあり、必ずしも日野市において公園や緑地が不足しているとは言えないのが現状です。ポケット公園などの公園面積を含めた成果指標を設定する等、目標の見直しも考えられます。

## (5) ごみゼロに向けた取り組みの具体化

- ニツ塚最終処分場延命化は、多摩地域全体の課題であり、次の最終処分場を見つけることが困難な状況を鑑みると、ニツ塚最終処分場への埋立てごみゼロを目指す取り組みを進めていく必要があります。
- 家庭から排出される可燃ごみ・不燃ごみの減量・資源化によって、焼却するごみや埋立てするごみをゼロに近づけていく必要があります。
- 焼却ごみゼロに向けた取り組みとしては、可燃ごみの4割を占める生ごみを始め、混入されている紙類や剪定枝などを資源化することがゼロに近づける中心的な取り組みです。また、小売業やコンビニ等からの食品<sup>さんき</sup>残渣、食料ごみなどは、企業の取り組みとして、これら生ごみを堆肥化し農業者に提供し、その農地で採れた野菜を小売業で販売するといった完結型のリサイクルシステムを進めてもらうことも考えられます。
- 埋立てゼロに向けた取り組みとしては、不燃ごみの7割を占めるプラスチック類を分別収集し、どのように処理していくかを検討していく必要があります。
- その他の不燃ごみについても、可能な限り資源化するとともに、<sup>ざんき</sup>残渣についての処理方法を見直し埋立てゼロを目指す必要があります。
- また資源化については、自治体による行政回収だけでなく、拡大生産者責任として販売店等による店頭回収や、地域での取り組みとなる集団回収など民間回収への移行を推進していく必要があります。
- これらの取り組みを推進していくためには、個別計画において具体的処理方法を定め、教育現場や地域での啓発活動等と併せ、市民協働でごみ減量に取り組む必要があります。

## (6) 用水・河川の水量・水質維持

- この10年で多摩川・浅川の水質は大幅に改善され、河川から取水する用水路も同様に水質改善されています。日野市内を流れる水という宝物を次世代に引き継ぐため、今後は河川・用水の水をきれいに保っていく必要があります。
- 一方、浅川では水量が減ってきているという問題が現れています。また用水では、水はきれいになったがコンクリートの川床や壁（護岸）などの所では魚が住めない、あるいは住みにくい状況が存在しているといった問題が生じています。
- 河川の水量確保や水質維持については、まずは川の良さを知り、川に親しめるイベントを開催するなど、川と人を近づける方向性から検討していくことが重要であり、そのうえで、浅川の水量を確保するための水源を守る取り組みをはじめたいと考えています。
- また、用水では生き物が住みつくことができる整備となるよう、川床や護岸などの工夫が必要です。

## まちづくりの柱7 地域の魅力を活かした活力あるまち

### 1. 2020 プランの「めざすまちの姿」

中間検証を行うにあたり、2020 プランの「施策の大綱」に掲げた、10年後（平成32年）の本市の姿（目標像）を再確認します。

#### まちづくりの柱7

- 自然環境と調和した計画的なまちづくりが進められています。
- きめ細かに公共交通ネットワークが構築され、環境負荷が少なく、自家用車にたよらなくても暮らしやすいまちになっています。
- 多摩川、浅川、多摩動物公園、新選組などの地域資源が活用され、市外からも多くの人を訪れる、活力にあふれたまちになっています。
- 身近な場所で買い物ができるなど、暮らしやすい商業環境が整っています。
- 日野市の重要な産業である工業も、地球環境や生活環境に配慮しながら進化し続けており、多摩地区有数の工業都市として活力に満ちています。
- 農業に対する市民の理解が深まり、都市農業がバランスよく展開されています。

## 2. 社会情勢の変化や市の取り組み

「めざすまちの姿」の実現を目指すにあたり、2020 プランの策定以降の社会潮流の変化や、本市のこれまでの取り組み経緯から見た問題点や課題を整理します。

### (1) 都市構造の変化

- 産業構造の変化や人口構造の変化は、都市やまちのあり方についても大きな変革を迫るものとなっています。バブル崩壊後、企業用地の放出等により住宅の都心回帰が起こった一方で、これまでの自動車移動中心の都市構造は、買い物困難な高齢世帯の増加や公共施設等の利用が不便となっているなどの状況を生み出しています。これらの状況から、公共交通の充実や公共施設等の再配置等、集約型都市構造へのシフトが期待され各自治体で検討が行われていますが、なかなか進んでいないのが現状です。
- 高度経済成長期に集中的に整備された道路構造物等は、生活や経済活動に不可欠な基本的な社会資本として役割を果たしてきました。しかし、今後、補修や更新を行う必要性が急激に高まってくるが見込まれており、厳しい財政状況の中、いかに的確に対応するかが重要な課題となっています。
- 本市においては、幹線道路ネットワークの構築を図るため、都市計画道路 3・3・2 号線の整備促進に努めてきました。今後は更なる幹線道路ネットワークの構築を推進はもとより、人口減少社会の到来による空き家の増加等、住宅をめぐる社会情勢の変化への対応や市内の交通利便性の向上に向けた取り組みを推進していく必要があります。

### (2) 経済環境の変化と経済の再生に向けた政策

- 国際経済環境の変化や開発戦略の変化により、世界各国で経済連携の動きが加速しています。我が国においても、市場として成長が期待できるアジア諸国や新興国、欧米諸国、資源国等との経済連携を深化させており、国内企業の海外への拠点整備などが進んでいる状況があります。
- 政府は、日本経済の再生に向け、①大胆な金融政策、②機動的な財政政策、③民間投資を喚起する成長戦略を、「3本の矢」として同時展開しています。これらにより国内産業における内需拡大や新たな産業の創出が期待されているところです。
- 本市では、大規模工場の撤退や移転が予定される中、日野市におけるものづくりの観点から企業誘致や産業立地促進を図る必要があります。また更なる産業基盤の強化に向け、新たな産業の創出や活性化に向け、引き続き取り組む必要があります。

### (3) 計画的な都市機能の誘導

- イオンモールや公共施設計画等、区画整理の進捗や団地再生を契機とした豊田駅周辺への機能集積が進んでおり、住民サービス水準の維持と行政コストを考慮し、集約型都市への転換を踏まえた交通体系を検討する必要性が生じています。
- 少子化、超高齢社会、人口減少への転換を踏まえた住宅・生活サービス機能の見直しが求められています。

### 3. 庁内中間検証で抽出した課題

市民協働チームによる中間検証に先立ち、庁内で 2020 プランの基本施策ごとに課題を抽出します。

【課題と解決策の評価の見方】 ★★★：2020 プランの「施策の展開」への加筆が必要なレベル  
★★：既存の取り組み内容の充実・見直しが必要なレベル  
★：事務事業や日々の取り組みの見直しで対応可能なレベル

基本施策	社会情勢の変化や市の取り組み	課題と解決策	課題と解決策の評価
701 将来を見据えた都市環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模工場の撤退</li> <li>豊田駅南口周辺まちづくり協議会・準備会が結成され、周辺の市民・商工事業者と一体で事業を推進する体制がつけられた。</li> <li>豊田南地区、西平山地区、組合施行川辺堀之内地区内都市計画道路 3・3・2 号線に係る国土交通省の設計説明会が行われ、道路構造等が示された。</li> <li>特定緊急輸送道路沿道の一定の要件を満たす建築物は、東京都の「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」により、平成 24 年度から耐震診断が義務化された。</li> <li>ユニバーサルデザインのまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、「日野市ユニバーサルデザインまちづくり推進計画」が平成 24 年 6 月に策定された。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆地域（まち）の個性・魅力を行政・市民双方が再認識すること</li> <li>・（豊田南のまちづくり協議会の動きに対応するものとして）多様な主体の連携や協働により地域の課題解決や価値の向上に取り組む活動を支援する。</li> <li>◆大規模工場の撤退に伴う跡地の利活用</li> <li>・企業立地特性を踏まえた新たな産業立地の方向性を検討するとともに、それを踏まえた跡地の利活用方針を検討する。</li> <li>◆道路のバリアフリー化のための財源確保</li> <li>・充当可能な国費又は都費の交付金・補助金を確保する。</li> <li>◆事業資金の確保</li> <li>・東京都振興基金を最大限活用し、事業資金の確保を図っていく。</li> <li>◆保留地処分の積極的な推進</li> <li>◆道路用地の確保</li> <li>・都市計画道路 3・3・2 号線の早期開通に向けた用地確保をより効率的に進めていく。</li> <li>◆緊急輸送道路沿道建築物の耐震化推進</li> <li>・特定緊急輸送道路沿道建築物の戸別訪問などによる所有者の意識啓発や相談体制の充実により、耐震化を促進する。</li> <li>◆ユニバーサルデザインのまちづくりの推進</li> <li>・耳が不自由な方のために市役所及び関係施設に耳マークと筆談器を設置するなど、ハード施策とソフト施策の連携により、ユニバーサルデザインの整備・普及を図る。</li> <li>・更なる高齢化の進展等への対応として、ソフト施策・ハード施策の両面からのアプローチにより、自然と運動したくなる、歩きたくなる、出かけたくなるまちづくりを推進し、市民の健康寿命の延伸や地域交流の活性化に取り組む必要がある。</li> </ul>	★

【課題と解決策の評価の見方】 ★★★：2020 プランの「施策の展開」への加筆が必要なレベル  
 ★★：既存の取り組み内容の充実・見直しが必要なレベル  
 ★：事務事業や日々の取り組みの見直しで対応可能なレベル

基本施策	社会情勢の変化や市の取り組み	課題と解決策	課題と解決策の評価
702 利用しやすい交通環境づくり		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆市内の交通利便性の維持（利用者減少等で採算が悪化した場合の支援等）</li> <li>・ミニバス利用者数について、計画策定時の値は全 8 路線の合計値であり、その内 1 路線（日野台路線）は平成 22 年 8 月 1 日より一般路線化した。現状値は 7 路線の合計（1,400 千人）であることから数字だけを見ると目標を達成していないが、7 路線合計では年々増加傾向にある。（平成 21 年度の日野台路線を除く 7 路線の合計＝1,122 千人である。）</li> <li>・本プランの中間目標は計画策定時の値から 3 万人増、最終目標は 6 万人増であることから、現状では既に最終目標も達成している。</li> </ul>	★
703 安全で快適な道づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都による川崎街道・北野街道の拡幅工事が進んでいる。</li> <li>・平成 24 年 8 月に「道路舗装補修計画」を策定した。平成 25 年度より補修計画に着手している。</li> <li>・予防的な修繕を行うことで、橋の延命化、予算の平準化、維持管理コストの縮減を図り、次世代に大きな負担をかけることなく、道路交通の安全性と信頼性を将来にわたり確保するため、平成 26 年 9 月に「日野市橋梁長寿命化修繕計画」を策定した。平成 27 年度より修繕計画に着手予定である。</li> <li>・「道路法」改正により橋梁など構造物の定期点検が義務化された。</li> <li>・平成 22 年度に策定した「日野市自転車等駐車場整備基本計画」に基づき、平成 26 年 5 月に「将来を見据えた自転車等駐車環境整備実施戦略」を策定した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆幹線道路ネットワークの確保</li> <li>・交通渋滞の更なる緩和に向け、国、都、近隣市と連携し、幹線道路ネットワークの確保に努める。</li> <li>◆「道路舗装補修計画」の実施</li> <li>・「道路舗装補修計画」では、舗装面の調査を実施し、現状を客観的に把握・評価することによって、各路線について道路舗装補修時期の優先順位を定めている。その中には、規模の小さなものもあり、昨今の社会情勢から発注しても入札に至らないケースもある。そのため、確実な計画実施に向け発注時期や内容、手法など工夫を図っていく。</li> <li>◆「橋梁長寿命化修繕計画」及び法廷点検の実施</li> <li>・「橋梁長寿命化修繕計画」の実施に当たっては、河川管理者や鉄道会社、高速道路会社など調整に時間を要するため、早期の段階から協議を行い確実に実施していく。法定点検については、点検計画を策定し、着実に実施していく。</li> <li>◆適切な駐輪環境の整備</li> <li>・平成 22 年に策定した「自転車等駐車場整備基本計画」に基づき、利用実態に応じた駐輪場整備を実施している。（平成 20 年度対比で 2,241 台の収容能力強化）</li> <li>・駐輪場の整備により乗入れる自転車利用者数に見合った収容台数の確保を一定程度実現した結果、放置自転車を大幅に減少させることができた。さらに、放置自転車を減らすため、「実施戦略」に基づき、市営無料駐輪場の有料化を実施し、駐輪場利用の偏在を解消し適正な駐輪環境を目指す。同時に、放置禁止区域の拡大、撤去手数料の増額を実施し、真に必要な駐輪空間の確保を実現する。</li> </ul>	★★

【課題と解決策の評価の見方】 ★★★：2020 プランの「施策の展開」への加筆が必要なレベル  
 ★★：既存の取り組み内容の充実・見直しが必要なレベル  
 ★：事務事業や日々の取り組みの見直しで対応可能なレベル

基本施策	社会情勢の変化や市の取り組み	課題と解決策	課題と解決策の評価
704 商工業の振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>日野市における10年後の工業振興を見据え、実現性の高い工業振興策を体系的、計画的に推進していくため、平成24年3月に「日野市工業振興基本構想」を策定した。構想で定めた基本理念の実現に向け、市としての取り組み体制の充実と、各産業支援機関等との連携の更なる強化が求められる。</li> <li>平成24年に多摩信用金庫と産業活性化に関する包括協定を締結した。同信用金庫の持つネットワーク、情報、ノウハウを市の事業推進の過程で有効活用を図っている。</li> <li>地域ニーズ等を調査する商業便利度調査を商工会で実施した。本年は「商業振興計画」が策定される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆新たな産業創出や工業の活性化</li> <li>・新たな産業創出や工業の活性化に向け、市民、行政、事業者等各主体が工業振興条例に基づく役割を果たしていくことが必要である。</li> <li>・産官学金及び市民による連携を超えた融合と、有機的なネットワークの構築による工業振興基本構想の着実な推進を図る。</li> <li>◆起業・創業支援の充実による産業活性化の促進</li> <li>・平成27年度整備予定の産業支援施設におけるオープンイノベーション環境の創出による先駆的な施策を実施する。</li> <li>◆買い物弱者支援の広域化</li> <li>・平成25年度までのモデル事業の結果を踏まえ、最適な事業主体の模索と効率化を推進する。</li> </ul>	★
705 農業の振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>福島第一原子力発電所事故以降、放射能汚染の問題が生じている。</li> <li>平成26年2月の大雪で、農業用施設（パイプハウス等）に甚大な被害が生じた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆農業経営改善の促進</li> <li>・農業者の高齢化に伴い、現状の経営スタイルが維持されており、新たな取り組みに消極的な傾向がある。</li> <li>・関係団体と連携し、認定農業者や農業体験農園のメリットをPRしていく。</li> <li>◆農業の次世代への継承</li> <li>・平成34年問題など、農地の減少や農業者の減少が懸念される。</li> <li>・日野の農業を次世代につなぐため、「第3次日野市農業振興計画」に基づき、農業者だけでなく、市民や団体を含めた支援を実現していく。緊急時や繁忙期における農業者からのスポット的な支援要請にも対応できるよう援農ボランティアの増員を図る。</li> </ul>	★

【課題と解決策の評価の見方】 ★★★：2020 プランの「施策の展開」への加筆が必要なレベル  
 ★★：既存の取り組み内容の充実・見直しが必要なレベル  
 ★：事務事業や日々の取り組みの見直しで対応可能なレベル

基本施策	社会情勢の変化や市の取り組み	課題と解決策	課題と解決策の評価
706 自然と文化、新選組を活かした観光産業の振興	・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催決定	<p>◆観光振興への市民参画の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新選組まつりなど、自治会や地元団体、小中学校との連携を強化し、地域が楽しみ、地元を誇り、外部の方を迎えるような観光振興を図る。</li> </ul> <p>◆回遊性の向上と外国人観光客対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光施設や観光案内所と連携した情報発信を行うとともに、ひの新選組ガイドの会と外国人観光客の誘致について検討する。</li> </ul> <p>◆各種団体との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光情報発信などについては、迅速な対応が求められるため、まちおこし連絡協議会、観光協会、商工会、JA、多摩信用金庫、映像支援隊など各種団体との連携を強化する。</li> </ul> <p>◆新選組のふるさと歴史館の来館者増加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新選組を地域の歴史としてとらえ、日野市内からの新選組のふるさと歴史館の来館者増を図る。</li> <li>・子供向け企画やサブカルチャーを取り上げた企画などを実施し、新選組のふるさと歴史館への新しい来館者層を開拓する。</li> </ul>	★★

## 4. 中間検証で抽出した重要な課題とその対応の方向性

市民協働チームにおいて、2020 プランの「めざすまちの姿」を実現するにあたって重要と考えられる課題を抽出するとともに、その対応の方向性を検討しました。

### (1) 次世代に引き継ぐ農住工商の並進

- ・日野市では、これまで雇用や経済面で地域を支えてきた大規模な工場の撤退又は移転が相次ぎ、撤退や移転後の跡地の土地利用がどのようになるのかが、市の将来に大きな影響を与えると予想されています。
- ・一方で、ヘルスケア関連産業等成長分野と目される社会課題に対応する企業の立地集積があり、市内近隣では研究開発にかかる設備投資が行われています。
- ・これらの企業立地や企業人材の存在を地域の貴重な資源として、「産業立地強化・雇用確保戦略」に掲げた「諸力融合による価値共創の枠組構築」を進め、「価値共創機会の提供と人材のネットワーク化」により知識産業の立地集積を強化する取り組みが期待されます。
- ・また、農住共存の土地区画整理事業等を進めてはいますが、市内全域での宅地化が進んだことや農業後継者の減少により、近年、農地の減少が顕著化し、日野市の魅力のひとつでもある農地の価値を改めて見直し再評価する段階に来ています。
- ・一方、土地区画整理事業等の進捗に呼応するように、民間調査のデータでは、新設住宅着工床面積の増減で日野市は全国トップレベルの増加率であり、大都市郊外のベッドタウンとして住宅の需要はまだまだ旺盛な状況です。
- ・良好な農業、住宅、工業、商業を維持、発展させていくためには、それぞれ可能な限り住み分けを行い、その中でそれぞれの個性や魅力をさらに伸ばすことが必要であると考えられます。
- ・行政においても、「人口バランス・定住化促進戦略」や「産業立地強化・雇用確保戦略」を掲げて取り組んでいますが、2020年の目標年次に向けて、日野市が「めざすまちの姿」を実現するため、具体的な取り組み案として次の項目を提案します。

#### ① 農のあるまちづくりのさらなる推進

- ・現在残っている農地を保全するため、また将来に渡り農業の担い手を確保するため、市は農業の協働化、生産法人化、企業化などを促進することが必要です。
- ・また、自立した農業経営と農作物の地産地消の推進に向けて、供給側である農家自身が主導権をとれるような農産物の集荷システムの構築などを行い、学校や病院などへの継続的な供給をすることを期待します。
- ・自立した継続的な農業経営を図り地産地消を推進するため、市や事業者は、市内で収穫した新鮮な農産物を消費者である市民に提供する仕組みづくりを積極的に支援していくことが必要です。
- ・また大消費地を近くに持つ都市農業として、野菜や果実の生産に特化することで農地保全の解決策を見出すことも考えられます。さらに土地区画整理事業などと農業の共存強化が求められます。

**②医療や環境、知識産業の推進**

- ・市は、大規模工場の撤退又は移転の理由が日野市に起因するものであるかを踏まえつつ、今後成長が見込める医療、環境、知識、情報産業等を工場跡地へ積極的に誘致することが考えられます。併せて、若い力、特に女性の力を生かすことのできる職住近接の環境づくりを積極的に取り組むことを期待します。
- ・日野市独自の成長戦略とは何かについて行政だけでなく、商工会や関係団体、特定非営利活動法人（NPO法人）なども交え検討していくことも考えられます。
- ・例えば医療分野では、最新の医療設備を備えた健診施設を誘致し外国人の医療ツアーを受け入れるなど観光とも連携した幅広い視点での土地利用の展開が考えられます。

**③良好な住環境の整備**

- ・単なるベッドタウンではなく、市民が日常生活の中でメリットを感じ、日野市の価値を高める施策が必要です。将来の市民税等による税収の増加につなげていくことができるよう、将来を見据えた人材育成を担う教育施設と良好な住環境を整備することが考えられます。例えば、才能豊かな人材育成を目的とした中高一貫校の新設なども考えられます。

**④歩行者と自転車にやさしいまちづくりの推進**

- ・今後の市民の健康寿命を延ばし安全で快適な住環境の実現を目指すため、自転車を主要な交通手段として位置づけるとともに、すべての道路を歩行者や自転車が安全に通行できるようバリアフリーなど交通環境整備をさらに推進していくことが求められます。
- ・自転車の利用促進に向けて、駅周辺や商業施設など乗降の多い場所での駐輪場の整備が考えられます。また、観光とも結びつけたレンタサイクル事業等の展開についても検討することも考えられます。

**⑤交通空白地域の解消など交通弱者への対応**

- ・日野市は、丘陵地や低地など起伏に富んだ地形で、個性豊かなまちですが、一方で高齢者など交通弱者にとっては買い物など出かける際には不便となることがあります。
- ・市は交通空白地域の解消を図り、買い物等のネットワーク構築など誰でも出かけやすい、また買い物ができる環境を整えていくことが求められます。



## (2) 日野のファン・ブランドの創出

- ・日野市には、緑豊かな自然環境や高幡不動尊や多摩動物公園、新選組のふるさと、焼きカレーパンなど魅力に富んだ観光資源がありますが、さらなる市内外及び海外へのPRや働きかけにより、観光客の増加や全国的、国際的な日野の知名度のアップが期待できます。
- ・また、東京でのオリンピック・パラリンピック競技大会の開催が2020年に決まり、日野の魅力を発信していくには、またとない絶好の機会を迎えています。
- ・この機会を逃さないためにも、日野市は、「人口バランス・定住化促進戦略」で進める地域の魅力の外部発信による市の認知度向上と来訪への動機づけを、多様な主体との協働による諸力融合で具体的な取り組む案として次の項目を提案します。

### ①多種多様な人々を想定した情報発信

- ・市や事業者などは、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）を活用した観光マップやトイレマップなど利用者にとって有益で効果的な情報を発信するなど、新たな日野のファンの獲得を目指す取り組みを積極的に行っていくことが求められます。

### ②地場産野菜を使ったレストランへの支援

- ・市や事業者は、市内の農家と連携しながら地場産野菜を使ったレストラン等の飲食店を支援し、日野を訪れる方に食を通じた日野の魅力を提供していき、リピーターの増加につなげていくことも重要です。

### ③「新選組まつり」のさらなる充実

- ・市、市民、事業者などは、日野の魅力のひとつである『新選組』を活かし観光客の増加につなげるため、「新選組まつり」を日野の市民祭りとしてさらに充実させるとともに、国内だけではなく海外に情報を発信し、新たなファンの獲得を目指す取り組みも求められます。

### ④市内事業者の連携による新たなブランドの創出

- ・農業、工業、商業など市内の事業者が連携を図り、それぞれの事業者の知恵や技術を結集させ、創業支援をする等により、新たな『made in HINO』、『make in HINO』によるブランドを創出し日野の魅力を高めていくことも考えられます。
- ・例えば、都市農業の活性化のためには地場産の六次産業化の取り組みは不可欠ですが、日野の魅力である河川や水路を活用することで、魚の養殖による水産加工業の事業展開など農業・工業・商業が一体となって取り組んでいくような今までになかった発想や連携が必要不可欠です。
- ・また、日野市授産事業地域連携システム事業「日野わーく・わーく」製作の焼きカレーパンが「ニッポン全国ご当地おやつランキング」で準グランプリを獲得しています。このように日野から生まれた地域に愛される新たなブランドを国内外に発信していくことも日野の魅力を高める取り組みとして挙げられます。



# V 2020 プラン中間検証のまとめ

## 1. 中間検証で示された課題・方向性の整理

2020 プラン中間検証では、庁内中間検証において基本施策別の課題と解決策の検討を行い、さらに市民協働チームにおいて「重要な課題とその対応の方向性」を柱ごとに検討しました。

中間検証結果は、2020 プランを推進する上で、各柱に共通する要素や、これまで以上に力を入れて取り組むべきこと、新しく取り組むべきことが示されました。以下に各柱に共通する要素と柱別の協議結果を整理します。

### (1) 各柱に共通する要素

#### 1) 厳しい財政状況

- 全国的な少子高齢化の進展による社会保障費の増大や公共施設等の老朽化による大規模修繕・建替費の増大のという課題に加え、日野市においては雇用や経済面において地域を支えてきた大規模な工場の撤退や移転に伴う税込減少等の個別の課題があります。これらは日野市の将来的な財政に大きく影響を与えると考えられ、一層厳しくなる財政状況を踏まえた議論がされました。

#### 2) 多様な主体の連携と更なる協働

- 東日本大震災の発災により、人と人とのつながり、地域のつながりといったコミュニティの再生・活性化が課題として挙げられました。これら地域だけでなく、行政、企業、大学等の多様な主体がつながり、ともに活動することが「めざすまちの姿」に近づくことと再認識されました。

#### 3) 施策の連携

- 2020 プランで示した基本施策の多くは、いわゆる行政の縦割りに対して「めざすまちの姿」の実現に向かっていきます。スポーツ推進と健康寿命延伸、自然環境保全と健康づくりや生涯学習推進とコミュニティの活性化など、関係しないような施策を関連付け、連携させることでより効果的に推し進められるということも議論されました。

### (2) 柱別の重要な課題とその対応の方向性

<b>1 参画と協働のまち</b> (1)参画・協働に関する取り組み・成果の振り返りと推進方策の再整理 (2)コミュニティづくりの支援の強化 (3)市の計画体系の再整理と横連携の強化及び説明責任の徹底	<b>4 日野人・日野文化を育てるまち</b> (1)生涯学習をきっかけとした人と人のつながりづくり (2)人材の発掘・育成と活用 (3)あらゆる生涯学習の場・スポーツ推進の場の活用 (4)地域の魅力や価値の再発見 (5)文化施設・スポーツ施設の利活用
<b>2 子どもが輝くまち</b> (1)「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す (2)地域の力を活用した子育て (3)子どもが自ら考えて遊べる場づくり (4)学校と地域のつながり・支え合いの強化	<b>5 自然と調和した環境に優しいまち</b> (1)環境関連計画の位置づけの整理 (2)地球温暖化から生物多様性への展開 (3)「歩きたくなるまちづくり」の推進(『日野曼荼羅』の世界を目指して) (4)市民一人当たり都市公園面積の見直しについて (5)ごみゼロに向けた取り組みの具体化 (6)用水・河川の水量・水質維持
<b>3 健やかでともに支えあうまち</b> (1)健康寿命の延伸のための取り組みの推進 (2)高齢者、障害者等のサポート体制の充実 (3)差別意識をなくす啓発の推進	<b>6 安全で安心して暮らせるまち</b> (1)コミュニティづくりの支援の強化(再掲) (2)大規模災害への対応
	<b>7 地域の魅力を活かした活力あるまち</b> (1)次世代に引き継ぐ農工商の並進 (2)日野のファン・ブランドの創出

## 2. 中間検証で示された方向性の展開

中間検証は柱ごとの議論ではありましたが、これまで以上に力を入れて取り組むべきこと、新しく取り組むべきことが示されました。市は市民とともに、これらの結果を 2020 プランに加えて推進していきます。

なお、推進に当たっては、前ページで整理した各柱に共通する要素を踏まえて、以下の方針に基づいて取り組みを展開します。

### (1) 選択と集中の施策展開

- ・一層厳しくなる財政状況を踏まえ、施策展開を図るには、「選択と集中」による実行が求められると考えます。
- ・日野市最上位の計画である 2020 プランの「めざすまちの姿」の実現に向け、個別計画が 2020 プランの何を実現しようとしているのか再認識と再整理をし、限られた財源を有効に活用できるよう、中間検証で示された重要な課題に対する施策を「選択」し、財源や人材等を「集中」させて施策を展開します。
- ・また 2020 プランの「めざすまちの姿」及び 2020 プラン中間検証において示された「重要な課題とその対応の方向性」については、新たな個別計画の策定や個別計画の見直しにより実現を目指します。

### (2) 将来を見据えた中長期的な施策展開

- ・現在抱える課題はもとより、近い将来起こりうる課題に対しても対応していくことが必要です。今回の中間検証では、将来を見据えた重要な課題が示されました。また、市においても 2020 プランを補完するものとして、将来を見据えた「主要 3 戦略」を策定してきました。
- ・「主要 3 戦略」の目指す方向性は、今回中間検証で示された重要な課題に対する「見直すべきポイント」や「追加すべき要素」の多くと合致しています。このことから、市はこの中間検証と合わせ、「主要 3 戦略」に基づく施策に重点を置き施策を展開します。

### (3) 「めざすまちの姿」の共有化

- ・様々な施策を展開する上で、最も必要なことは「何に向かって展開しているのか」を理解することです。2020 プランに掲げる「めざすまちの姿」を今一度再認識し、中間検証で示された方向性についても併せて理解することが必要です。
- ・施策を展開する上では、多様な主体との連携は不可欠です。連携を推進する上では、行政のみならず、連携している多様な主体とも「めざすまちの姿」を共有することが大切になります。
- ・施策の推進に当たっては、「めざすまちの姿」を実現する最良の方法を選択し、進捗や達成度などの進行管理を行います。そのために、まちづくり指標の活用等、目指すべき方向に向かっていくかチェックできる仕組みを構築していきます。

## VI 市民協働チームのメンバーと活動状況

### 1. 市民協働チーム市民メンバー（28名）

柱1・6	柱2	柱3
酒井 烈 鶴見 博史 藤原 卓也 澤田 研二 八村 耕治	小俣 彰男 戸塚 丈夫 貴志 義孝 大塚 哲朗	星谷 正男 浅野 大輔 夏井 明男 岩下 正人 伊野 昌義 上松 剛
柱4	柱5	柱7
竹内 伸光 山田 義良 鈴木 辰郎 高橋 利彦	彦谷 有三 佐藤 由美子 小野寺 勲 多田 啓介	金井 透 長澤 哲夫 畔上 栄輔 高橋 宗見 根津 正美

※敬称略

### 2. 市民協働チーム職員メンバー（26名）

柱1・6	柱2	柱3
村田 幹生 中沢 智道 大村 国博 竹村 朗 長瀬 赳史 木下 健一 坪田 充博 廣田 隆二 辻 里江	谷 剛毅 西山 律子 中島 正英 関戸 寿憲	飯倉 直子 高橋 博子 青山 美幸 山崎 八州志 嵩原 安嗣
柱4	柱5	柱7
中村 光孝 長島 稔 白川 和彦	高見 博治 平 義彦 佐々木 滋	黒川 芳憲 小林 拓也

### 3. 市民協働チーム活動状況

①平成26年07月14日 第1回市民協働チーム  
市民協働チーム発足、今後の日程・作業など確認

②平成26年08月24日 第2回市民協働チーム  
職員による内部検証の説明、重要課題の抽出

③平成26年09月03日 第3回市民協働チーム  
～09月13日 重要課題の対応の方向性の検討

柱1・6	9月7日
柱2	9月13日
柱3	9月13日
柱4	9月7日
柱5	9月3日
柱7	9月13日

④平成26年11月17日 第4回市民協働チーム  
各グループ提言書案の報告・確認

⑤平成27年02月13日 第5回市民協働チーム  
報告書最終確認

第5次日野市基本構想・基本計画（2020プラン）中間検証報告書  
平成27年（2015年）3月  
発行 日野市企画部企画調整課  
〒191-8686 東京都日野市神明一丁目12番の1  
TEL：042-585-1111（代表）



ともに創ろう 心つながる 夢のまち 日野  
～水とみどりを受けつこう～